

館山老人ホーム 居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業書名 館山老人ホーム 居宅介護支援センター
指定番号 1271000141
所在地 千葉県館山市湊373番地
管理者の氏名 曾我利雄
電話番号 0470-20-1351
FAX番号 0470-22-7101
サービスを提供する地域 館山市・南房総市（相談に応じて）

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	合計
管理者兼介護支援専門員	事業所の管理・運営全般	1名(兼務)	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1名	1名

(3) 窓口開設時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時30分（土日・祝祭日・年末年始 12/29～1/3はお休み）

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成の支援
- ② 経過観察・再評価（毎月訪問し状態の確認等実施）
- ③ 施設への入所支援
- ④ 居宅サービス計画の変更
- ⑤ 要介護認定等に係る援助

(2) 居宅サービス計画（ケアプラン）配布・支援経過等の記録

- ① 事業所は、当該利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者及び家族の確認承諾をいただくこととします。

ケアプランについては利用者及び家族へ一部配布することとします。

- ② 利用者及び家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由について説明を求めることができます。
- ③ ケアプランと各居宅サービス事業所等の作成する個別サービス計画との連動性を高めるため、適時サービス提供事業者に対しケアプランを配布するとともに、個別サービス計画の提出を求め、内容を確認します。
- ④ 医療機関・医師等との連携を図るため、必要に応じて医師等の意見を求めるとともに、作成したケアプランを医療機関・医師等に配布します。
※入院された場合には、必ず入院先に担当の介護支援専門員の氏名及び連作先をお伝え頂きますようお願いいたします。
また、担当介護支援専門員にも入院日や入院された医療機関名等の連絡をお願いいたします。
- ⑤ 行政や地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域で開催される「地域ケア会議」から、個別ケアマネジメントの事例の提供を求められた場合には、協力するよう努めます。
- ⑥ 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る記録を付けることとし、サービス終了から2年間保管します。
- ⑦ 利用者及び家族は、支援経過記録について、事業者に閲覧の希望を伝え、閲覧することができます。

(3) その他介護保険に関わる事項についての相談業務

4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

- ※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」及び領収書等を発行いたします。後日、館山市の窓口に提出することで、引き換えに全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費 I	要介護 1・2	1ヶ月につき	10,860円
	要介護 3・4・5	1ヶ月につき	14,110円

(2) 加算料金等

- ・初期加算 1回につき 3,000円
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円/月 (Ⅱ) 2,000円/月
- ・退院、退所加算(Ⅰ)イ：4500円/回
(Ⅰ)ロ：6000円/回
(Ⅱ)イ：6000円/回
(Ⅱ)ロ：7500円/回
(Ⅲ) : 9000円/回

※運営基準減算（要件を満たさない場合）

※特定事業所集中減算（要件を満たさない場合）

(3) その他の費用

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 20円/kmの交通費が自費となります。

5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき従業者等の訓練を行います。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室： 窓口担当者 曾我 利雄

ご利用時間： 月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法： 電話番号 0470-20-1351

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

館山市高齢者福祉課介護保険係

千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3487

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝祭日・年末年始を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電話：043-254-7428

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝祭日・年末年始を除く）

※苦情処理第三者委員

氏名：小谷 登志江 電話：28-0723

氏名：福田 光雄 電話：23-3462

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

11. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、当事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 契約時の説明等

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額する。

算定要件等

以下の要件を追加する。

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービスについて、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
の説明を行わなかった場合

前6月間に当該指定居宅介護事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着介護（以下、『訪問介護等』）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明をします。尚、別紙に記載され同意を得ます。（半年ごとの割合）

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県館山市湊 373 番地
事業所名 館山老人ホーム 居宅介護支援センター
指定番号 1 2 7 1 0 0 0 1 4 1
代表者名 社会福祉法人 館山老人ホーム
理事長 近 藤 好 雄 印

説 明 者 曾我 利雄 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所
氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所
氏 名 印（続柄 ）